

ID: 86

担当部署: 福祉環境課

処分の概要	受給資格証の再交付		
例規名 根拠条項	八頭町特別医療費助成条例施行規則 第9条		
例規番号	平成17年規則第66号		
<p>【根拠条文】 (受給資格証の再交付申請) 第9条 医療費受給者は、受給資格証を破り、汚し、又は失ったときは特別医療費受給資格証再交付申請書(様式第10号)を町長に提出しなければならない。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
標準処理期間	5日		
備考			
設定年月日	平成26年7月1日	最終変更年月日	年 月 日